

京都市上下水道局告示第51号

下水道法第4条第1項の規定に基づき、京都府桂川右岸流域関連京都市公共下水道事業の事業計画を変更することについて、事業計画の案を作成しましたので、同法施行令第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成21年2月25日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 事業計画の名称

京都府桂川右岸流域関連京都市公共下水道事業

2 変更に係る予定処理区域

京都市西京区大原野南春日町地内

3 工事の予定年月日

昭和48年7月3日から平成26年3月31日まで

4 変更に係る事項

(1) 処理区域及び排水区域の変更

(2) 主要な管渠の変更

(3) 主要な貯留施設の変更

5 縦覧場所

〒601-8004

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局下水道部計画課

6 縦覧期間

平成21年2月25日から平成21年3月11日まで（土曜日及び日曜日を除きます。）

7 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除きます。）

8 意見書の提出

当該事業計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案について意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記6の縦覧期間満了の日までに、上記5の場所に提出してください。

（上下水道局下水道部計画課）